

令和3年度 第1回 草津市建築審査会

令和3年2月17日(木)
市役所4階 行政委員会室



本日の議事

[1. 許可事後報告]

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく
許可について （事後報告案件：6件）

1. 許可事後報告

建築基準法 第43条 第2項 第2号 許可 事後報告案件：6件

No	事後報告 基準	許可 番号	申請者	過去の 許可履歴
1	2号	R3 - 1	個人	
2		R3 - 6	社会福祉法人 びわこ学園 理事長 山崎 正策	○ (7回：直近 H30)
3	3号の1	R3 - 11	個人	
4	3号の2	R2 - 11	個人	
5		R3 - 10	個人	
6		R3 - 13	個人	○ (2回：直近 H27)

建築基準法上の道路とは

[建築基準法 第 42 条]

第 1 項 : 幅員が 4.0m 以上のもので

1. 道路法による道路(国道・県道・市道等)
2. 都市計画法等の法律に基づいて築造された道路
3. 建築基準法施行時または都市計画区域編入時に既に存在した道路
4. 都市計画道路等で2年以内に事業が執行される予定のあるものとして指定したもの
5. 道路の位置指定をうけたもの

第 2 項 : 幅員が 4.0m 未満、1.8m 以上のもの

1. 既に立ち並びがあり指定したもの

法 第43条 第2項 第2号 について

[建築基準法 第 43 条]

第 1 項

建築物の敷地は、道路に2m 以上接しなければならない。

第 2 項

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

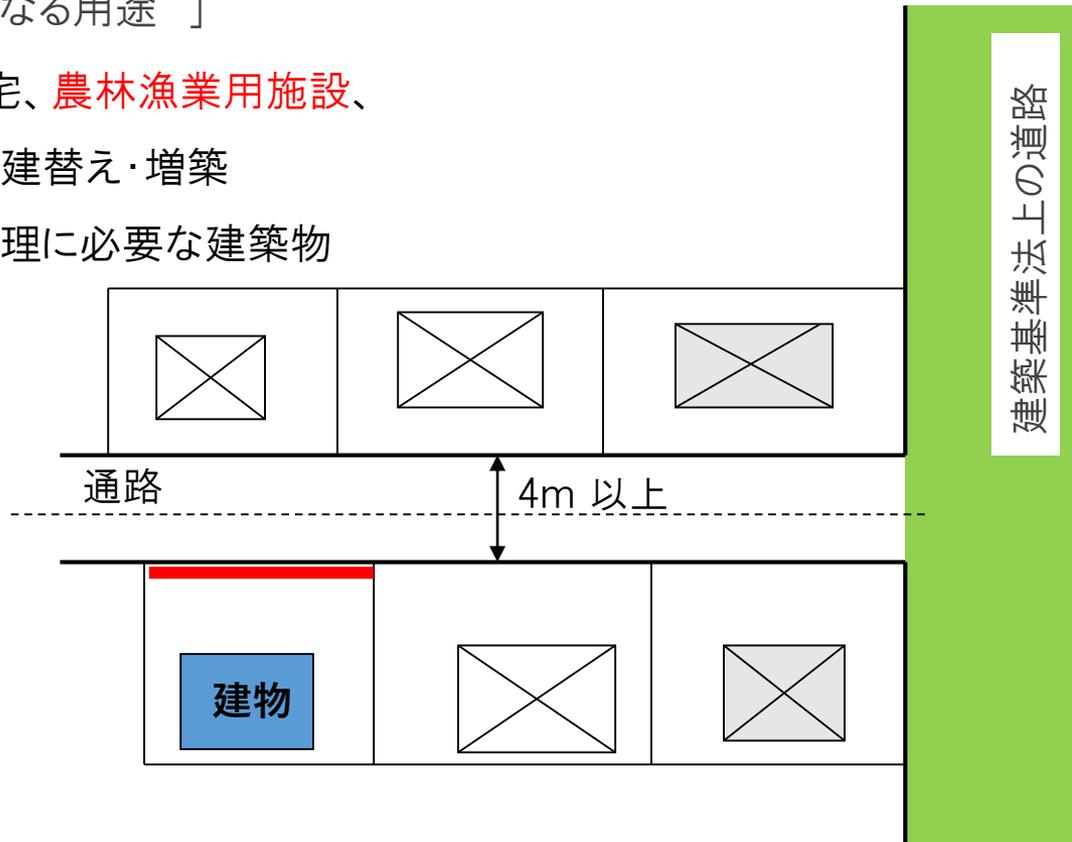
第 2 号

その敷地の周囲に広い空地を有する建築物で、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上、および衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの。

事後報告基準 2号 : 農道等の公共用道路状の空地

[事後報告案件となる用途]

1戸建ての住宅、**農林漁業用施設**、
既存建築物の建替え・増築
公共施設の管理に必要な建築物



公的機関が管理する道で使用承諾等のあるもの

— : 2m以上の接道確保